二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字水上五の一、字政組二から四まで・六から八まで・一一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、五、九、一〇、一七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県長井市平野字神尾四一六五の二二、四一六五の二五、四一六五の二八、四一六五の二九、四一六五の八七、四一六五の九〇、四一六五の一〇二、四一六五の一〇三、四一六五の一〇八から四一六五の一一三まで、四一六五の一三〇、四一六五の一三六から四一六五の一四三まで、四一六五の一四五、四一六五の一五〇から四一六五の一五三、四一六五の一七三、四一六五の一七七から四一六五の一七九まで、四一六五の一八一、四一六五の一九五、四一六五の一九六、四一六五の二三四から四一六五の二五一まで、四一六五の二五三から四一六五の二五六まで、四一六五の二六〇から四一六五の二六四まで、四一六五の二六六から四一六五の二六九まで、四一六五の二七二から四一六五の二七六まで、四一六五の二八三、字濁り沢四一六六の七三

二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県米沢市大字入田沢字滝ノ沢一六二九、一六三〇の四から一六三〇の七まで、字大荒沢一六二七の二四二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市青垣町惣持字大サコ一二六から一二九まで、一二九の一、一二九の二、一三〇、一三七、一三七の一、一三八、一三九、一三九の一、一四〇、一四一の一から一四一の三まで、一四二、一四四、一〇三三、一〇三四、一〇三七の二から一〇三七の四まで、一〇三七の六から一〇三七の一二まで、一〇三七の一四から一〇三七の一七まで、一〇三七の一九から一〇三七の二四まで、一〇三八から一〇四〇まで、一〇四二から一〇四四まで、字吉谷二二一の一、二二一の四、二二二、二二三、二二四の一、二二四の二、二二五、二二六、一〇四六の一、一〇四八、一〇四九、一〇五五の一、一〇五五の二、一〇五五の四から一〇五五の六まで、一〇五五の八、一〇五五の一〇から一〇五五の一四まで、一〇五六から一〇六三まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大サコ一二六・一三九・一四〇・一四一の二・一四一の三・一四二・一〇三三・一〇四〇・字吉谷二二三・一〇四九・一〇五八（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市青垣町沢野字寺山一三の一、二〇〇一、二〇〇一の二、二〇〇二から二〇〇七まで、二〇〇七の一、二〇〇八、二〇〇九の一、二〇〇九の二、二〇一〇から二〇一二まで、二〇一五、二〇一六、字ジナイダニ六七一、六八八の一、六八八の二、六八九から六九一まで、六九三から六九七まで、六九七の一、六九八、六九八の一、六九九、七〇〇一の一、七〇〇一の二、七〇二、七〇三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字寺山二〇〇六から二〇〇八まで・二〇〇九の一・二〇〇九の二・字ジナイダニ六九〇・六九一・六九六から七〇〇まで・七〇一の一・七〇一の二・七〇三（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市田路字漆山八四の一から八四の五まで、八五、八六、八八、八九、九〇の一から九〇の五まで、九一の一、九二の一、九二の二、九三から九五まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字漆山八四の一・八四の三・八四の五・八六・八八・八九・九〇の五（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）